

## ふれあい福祉委員会活動費の考え方について

ふれあい福祉委員会の活動費（収入となる財源や活動に伴う経費）は、地域ごとに状況が異なるため、全てのふれあい福祉委員会が共通して参考とする考え方として、平成21年度にふれあい福祉委員会連絡協議会が以下の通りにまとめていますので、参考にしながら活動を進めてください。

### 1 社協からの助成金の使用について（助成金の財源は、会員会費、募金の配分金）

- （1）ふれあい福祉委員会の目的を達成するために、事業内容や予算に基づく必要な費用を申請してください。
- （2）年度当初に限度額まで申請せず、年度途中で不足が生じた場合には、限度額と交付額の差額について追加申請を認めます。
- （3）限度額まで申請する場合には、訪問活動、交流行事、住民懇談会などを年間2回以上は実施してください。
- （4）一回の行事に必要以上の費用をかけていると社協が判断した場合は、効果的な行事の実施方法についてご相談させていただくことがあります。
- （5）主にふれあい福祉委員だけの懇親会などには使用できません。

### 2 声かけ・見守り活動にかかる費用について

ふれあい福祉委員会活動の基本である、声かけ・見守り活動がより充実するように、活動費を使用していただきたい。

例) 声かけ・見守り活動の計画を立てるための会議費用、声かけ・見守り活動のきっかけづくりとして訪問の際に持参する品代など。**（なお、現金や金券類は望ましくない）**

### 3 行事にかかる費用について

- （1）飲食費や材料費などで、行事参加者に対して直接還元される費用については、参加者から費用の全額または一部を負担いただくこともやむを得ない。
- （2）町内会・自治会が実施する行事に協力する場合でも、ふれあい福祉委員会の目的は達せられると思われるため、行事を主催する団体と人的協力で調整することも選択肢に入れたい。 例) 行事案内の配布、高齢参加者の補助など。

### 4 事務費等（基礎的な活動にかかる費用）について

事務費等については、必要な範囲で社協からの助成金を使用できる。